

■高梁都市計画（県決定・市決定）の変更案の縦覧を行います



下記の期間において、高梁都市計画の変更案を見ることができます。

- ◆変更案の概要 県決定：都市計画道路 市決定：都市計画道路および地区計画
- ◆縦覧期間 平成26年1月10日(金)～1月24日(金) ※土・日曜日、祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分
- ◆縦覧場所 県決定：岡山県庁都市計画課、県決定および市決定：まちづくり課
- ◆意見書の提出 変更案について意見のある人は、平成26年1月24日(金)までに
意見書（任意様式）を縦覧場所へ提出してください。

■問い合わせ 県決定：岡山県庁都市計画課 ☎086-226-7493
市決定：まちづくり課都市計画係 ☎(21)0238

■「高梁歴史いろは塾」を開催します



市の歴史や伝統を分かりやすく学ぶため、講師を招き講話を聴くほか、実演や町歩きなどを行う「高梁歴史いろは塾」を毎月1回開催しています。ぜひご参加ください。

第5回目のテーマ **「鎧兜を知ろう！」** 参加費無料・定員30人
鎧兜に秘められた伝統の技や鑑賞する際の着目点などについて詳しい解説が受けられる貴重な機会です。

- ◆日 時 平成26年1月25日(土) 午前10時～午前11時30分
- ◆会 場 文化交流館（原田北町）
- ◆申込期限 平成26年1月17日(金)まで
- ◆講 師 元吉備国際大学教授 臼井洋輔さん

■問い合わせ・申し込み まちづくり課歴史まちづくり係 ☎(21)0257、社会教育課文化係 ☎(21)1516

■しょうがい児支援フォーラム「すてっぷ♪2013」を開催します



市自立支援協議会児童部会は、発達障害者からこれまでの経験を通じて生活のしにくさやサポートのあり方等について直接話を聞き、発達障害について理解を深めるフォーラムを開催します。ぜひご参加ください。

- ◆日 時 平成26年1月18日(土) 午後1時30分～午後4時
- ◆会 場 文化交流館 3階中ホール
- ◆申込期限 平成26年1月10日(金)まで
- ◆内 容 第1部 講演 演題：「発達障害と共に生きる～本人からのメッセージ～」
講師：瑠璃真依子さんとお母さん
第2部 トークセッション 発達障害者2人と瑠璃真依子さん

■問い合わせ 福祉課障害福祉係 ☎(21)0284

■中コミュニティセンターが完成しました



建設を進めていた中コミュニティセンター（成羽町長地）が完成し、11月24日に落成式を行いました。成羽地域中連絡所と成羽公民館中分館機能を併せ持つ地域の中心拠点施設として、地域住民の福祉・文化活動や住民交流の場として有効活用していきます。

- ◆事業年度 平成24年度～平成25年度
- ◆総事業費 8387万9千円（設計・監理、建築工事、備品等一式）
- ◆施設概要 木造平屋建（床面積304.36平方メートル）

■問い合わせ 定住対策課地域振興係（施設の建設） ☎(21)0282
成羽地域局地域振興課（施設の維持管理） ☎(42)3211



農業委員会委員選挙の大切な手続きです 選挙人名簿の登載申請を忘れずに

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請は、農家の人が農業委員の選挙人および被選挙人として資格があることを示すための大切な手続きです。登載申請書を提出しなければ、選挙人名簿に登載されず、農業委員会選挙が行われる場合、投票することができなくなります。必ず申請してください。

■問い合わせ 農業委員会事務局 ☎(21)0226、各地域局地域振興課

- ◆有権者の要件（申請該当者）
平成26年1月1日現在で市内に住所があり、平成26年3月31日現在で満20歳以上（平成6年4月1日以前生まれ）の人のうち、次の要件に該当する人
①10ア以上の農地を耕作している人
②①の同居親族または配偶者で、年間60日以上耕作に従事している人
- ◆申請方法
12月下旬に各世帯に配布される登載申請書に必要事項を記入し、平成26年1月10日(金)までに農業委員会事務局、各地域局、各地域市民センターへ提出してください。
※記入方法は、登載申請書の裏面の注意事項をご覧ください。
※有権者の要件を満たす人で登載申請書が配布されない場合は、農業委員会事務局か各地域局地域振興課へお問い合わせください。



平成26・27年度分 小規模工事（修繕）契約希望者の登録・更新

市が発注する30万円未満の軽易な修繕工事について、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約希望者を名簿に登録し、業者選定の際に活用しています。平成26・27年度分の新規登録・更新申請を受け付けますので希望する人は申請してください。

■問い合わせ・申し込み 監理課契約管理係 ☎(21)0235

- ◆申請方法
登録申請書に必要書類を添えて、監理課へ提出してください。
※更新は、平成24年1月に登録申請をした人が対象です。
※申請書類の確認のため申請の受け付けは持参に限ります。
※登録申請書は、監理課、各地域局に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆受付期間
平成26年1月6日(月)～1月31日(金)（土・日曜日、祝日を除く）
- ◆登録できる業種
「大工」「左官」「石」「電気」「管」「タイル・れんが・ブロック」「板金」「ガラス」「塗装」「防水」「内装仕上」「機械器具設置」「熱絶縁」「電気通信」「造園」「建具」工事の中から2業種まで
- ◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成28年3月31日（2年間）

■中小企業設備近代化資金の利子補給制度をご利用ください

市は、中小企業の振興を図るため、制度融資に対する利子補給を行っていますのでご利用ください。

- ◆対象 ①国・県が、中小企業設備近代化、または高度化を促進するために実施している融資であること
②資本金、または出資の総額が3000万円以下の法人で、従業員が200人（商業、サービス業は30人）以下の法人・個人であること
- ◆内容 利子補給期間は最初の利子支払い月から60カ月以内で、年間利子の2分の1以内、元金残高の3%を限度とします。
- ◆申請方法 毎年1月末までに前年1年分を申請してください。

■問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎(21)0229